

平成 28 年度

第 2 回総務文教常任委員会会議録
第 1 回総務文教分科会会議録

平成 28 年 5 月 16 日

宍 粟 市 議 会

平成28年度第2回総務文教常任委員会会議録目次

次第	1
出席委員	1
出席説明員	1
開会	2
高山委員長挨拶	2
議事	2
(まちづくり推進部)	
第58号議案	
樽本市民協働課長説明	2
坂根まちづくり推進部長説明	2
樽本市民協働課長説明	3
質疑・答弁	4
稲田委員	4
西本委員	6
山下委員	7
岸本委員	7
高山委員	17
採決	18
西本副委員長挨拶	18
閉会	18

平成28年度第1回総務文教分科会会議録目次

次第	21
出席委員	21
出席説明員	21
開会	23
高山委員長挨拶	23
議事	23
(企画総務部)	

第56号議案	
中村企画総務部長説明	2 3
質疑・答弁	2 3
稲田委員	2 4
西本委員	2 4
岸本委員	2 5
伊藤委員	2 5
(教育委員会)	
第56号議案	
藤原教育部長説明	2 5
前田教育部次長説明	2 5
質疑・答弁	2 6
伊藤委員	2 6
西本委員	2 6
稲田委員	2 6
岸本委員	2 6
山下委員	2 7
(まちづくり推進部)	
第56号議案	
田路消防防災課長説明	2 7
質疑・答弁	2 7
伊藤委員	2 8
稲田委員	2 8
西本委員	2 9
山下委員	2 9
閉会	3 2

平成28年度第2回総務文教常任委員会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 5月16日 午前11時15分

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 調査・協議・審査事項
(まちづくり推進部)

第58号議案 宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について

4. その他

出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
"	山下由美	"	伊藤一郎
"	秋田裕三(議長)		

出席説明員

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長	坂根雅彦	まちづくり推進部次長	平瀬忠信
まちづくり推進部次長兼人権推進課長	富田健次	市民協働課長	樽本勝弘
消防防災課長	田路仁	市民協働課管理指導員	前田裕作

事務局

次 長 上 長 正 典

(午前11時15分 開会)

高山委員長 全員そろわれましたので、休憩をといて再開させていただきたいと思
います。

本日、御提案のありました第58号議案についての審査を行いたいと思います。宍
粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定についてということで、審査
を行います。

それでは、説明に入っていただきたいと思います。

樽本課長。

樽本市民協働課長 そしたら、本日提出しております資料1ページをごらんいただ
きたいと思います。指定管理者の候補者選定に係る審議会について答申が出ており
ます。

めくっていただきますと、3ページをごらんいただきたいと思います。審査概要
につきましては、第1回、平成28年4月14日9時半から14時30分まで、センター千
種3階の中央ホールにおいて書類の審査をさせていただきました。2回目につきま
しては4月21日9時半から15時30分まで、市役所の3階についてプロポーザルを行
いました。応募者につきましては、(3)番のところ 番のところから、神姫バス
グループ&サンスイミング共同事業体、まためくっていただきますと、 番で宍粟
スポーツマネジメントという形でシンコースポーツさんと日本管財さんの共同事業
体、また 番目には株式会社スポーツプラザ報徳さんという3社の御提案をいただ
きました。審査結果につきましては、5ページの表のとおりになっております。総
得点の6割以上で出す結果であることから、最も得点の高かった株式会社スポーツ
プラザ報徳さんを優先交渉権者として選定し、2位の団体であった神姫バスグルー
プ・サンスイミング共同事業体を第2交渉権者として選定したという御報告をいた
だいております。総評につきましては、5ページ、6ページ等で報告を受けている
とおりです。

簡単ですが、報告とさせていただきます。

高山委員長 資料に基づきまして説明を受けました。

続いて何かありますか。

樽本市民協働課長 引き続きまして、本会議で御質問がありましたスポーツ管理施
設条例の中で、スイミングスクールの部分がうたってある部分があるのかどうかと
いうことなんですけども、近隣の市町等ではうたってあるところもありますし、全
くうたっていないところもあります。今回、うたわせていただいた部分につきまして

は温水プールということで、年間のプール利用の中でやはりスイミングという指導を年間を通してやっていただきたいという思いから、スポニックパークー宮と、今回建設された千種 B & G 海洋センターにつきましては、温水プールのスイミングスクールの料金というのを条例のほうに記載させていただいております。あくまでもこれは上限での金額なので、今後、事業者さんとの努力がそれ以外の中で見えてくるのかなと思っております。

それともう一点なんですけども、熱源の部分につきまして御質問がございました。熱源につきましては、本来、仕様書の中の 4 号様式で需用費の中で光熱水費の内訳をつけさせていただいております。この中には、電気代、水道代と、あとペレット及び重油の燃料代を含むという表現をしておいた結果、仕様書に基づく質問状が出ております。その質問につきましては、想定されるペレットの利用料は幾らぐらいにされておりますかということだったんですけども、その中で重油とペレットの使用区分につきましては、全体ペレットボイラーの年間使用料の 6 割程度の部分という形で、130トンという形で質問等にお答えさせていただいております。

(「経費」の声あり)

樽本市民協働課長 あと経費のところは、今からまたちょっと追加資料で出ささせていただきたいなと思うんですけども、直営の部分と指定管理者制度の部分になります経費等を試算しております。当初、教育委員会から出されてた部分もあるかと思うんですけども、それにつきましては再精査をかけさせていただいた結果、指定管理者制度を導入するほうが安く済むという形で判断させていただきました。

坂根まちづくり推進部長 今、ここでしておるのは、委員会のほうで提出するようにという部分、本会議の中でありました仕様書、それと経費の試算の内訳、さらには直営の場合と指定管理にした場合、事前に私どもで試算をした分、本日 1.2 程度削減できておりますというふうにお答えした根拠となる資料でございます。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 指定管理者業務仕様書をちょっとごらんいただきたいと思えます。めくっていただきますと 2 ページの真ん中どころの (18) 番のその他のところの 番に、ちくさ杉の子ども園、千種小学校授業において利用する際は、優先的な利用を許可するなどの配慮をすることという形で明記しております。その部分につきましては、御質問がありましたほかの部分と違うもので、宍粟市等々が独自の部分かなと思っております。

それと、先ほど説明させていただいた部分が、収支計画書の 1 枚目のところの 2

番の管理費のところの内訳をつけております電気代、水道代、ペレット燃料代等というところ、この部分の御質問が出てきた部分について、先ほどお答えさせていただきました数量を回答させていただいております。

稲田委員 重油代がどれぐらいの割合を占めてるのかを、そもそもペレット主体ということやったんが、なかなか熱量の関係で重油を使うということやったんですけど、その全体を100とすると、その重油はどれぐらいのパーセントを占めますか。

高山委員長 課長。

樽本市民協働課長 金額的なところではなく、ペレットボイラーにつきましては年間の消費量というのが200トン以上の部分で年間を賄うということの想定をしております。その中の6割の130トンという形で、今回、お示しをしておりますので、それ以外の4割程度につきましては、初年度については重油の運転等を想定して今回は計上しております。

稲田委員 予算の経費だけじゃなくて環境面で物を言うたら、お金の問題じゃないんやけども、全体を100としたときに、今6割ということは60何%が重油で賄うということですか。

樽本市民協働課長 ペレットです。

稲田委員 ペレットで。残りの4割程度を重油です。それですっといけるという話ですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 あくまでもこれは平成28年度の想定なので、基本的にはペレットの利用というのはボイラー自体が安定してくればもう少し上げたいと思っております。7割、8割、100%の稼働が本来めざすところなので、その部分は最後までめざしていきたいと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 気候が影響するということで、寒い地域なので、それでペレットだけでは賄えない部分もあるということを前に説明を受けたんですけども、気候が変化するのは考えにくいんで、どういった方法でペレットの量を上げていくんですか。まさか温度を低くするわけにもいかないですし、温水プールのこれだけの何度というのを確保しようと思ったら、それだけの重油が要るわけですね、現時点で。それが、将来的に8割、9割ペレットに持っていきたいというためには、どういうことをしたらそうなるんですか。

高山委員長 課長。

樽本市民協働課長 まず、最初に今回初めて設置する施設なので、今年度につきましては想定数とする目標数値は6割と、高いか低いかという微妙な数字なんですけども、設定はさせていただいてるんですけども、次年度以降、供給と需要とのバランスの中で、その稼働が100をめざせるのであればめざしたいとは思いますが、これにつきましては料金等々もございますので、その辺につきましては、今後、この1年間の結果を見据えて指定管理事業者と調整させていただきたいと思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 今、料金等というのは利用料ですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 料金につきましては、あくまでもこれは施設の管理費用に入りますので、指定管理料というところの部分での負担しているところが発生してくるかなと思います。また、今言われたように使用料に関する部分でどれだけ利用者数、利用料が上がってくるかということも発生してくるのかなと思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 利用料とか指定管理料とかに影響される、それにペレットの割合が影響されるというのがわかりにくいんですけど、結局これだけの利用料が上がったり指定管理料が下がったりすると、ペレットがたくさん使える、そういう意味ですか。

高山委員長 課長。

樽本市民協働課長 市としましては、やはり環境に配慮した中でペレットのボイラーというのは使っていただきたいんですけども、やはり料金、経費というのが丸々事業さんの負担になってくる中で、今現在の料金でいいますと重油等の単価がこれだけ安くなってる中で、その負担を与える中で指定管理料等にはね返ってくる可能性が高いと判断しておりますので、今年度につきましてはお示しさせていただいたのは、能力の6割程度で宍粟市としては考えておりますという形で事業者さんにお示しさせていただいてるということです。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、課長が申しましためざすところはどこなのかというところなんですけども、いつぞやの議会の一般質問だったでしょうか、お答えしたんですけども、ペレットボイラーだけではなかなか熱源としては対応できないと、ちょっと専門用語は忘れたんですけども、燃やしてから供給できる熱源に上げていくまでに、ペレットストーブについてはゆっくりしてしまうので、速度を上げていくためには重油を活用しないとできないということですので、ペレット100%というのはまずな

いだろうというふうに考えてます。そういうところで、ペレットの単価というところもこれからいろいろ調整をしていかないといけないんですが、その辺の兼ね合いがありますので、今のところ我々としてはその6割をペレットでやってもらいたい、これは環境負荷を抑えるために宍粟市の施策として、方針としてそういうことを打ち出しておりますので、そのあたりは今後の実績を見ながら協議をしていくこととなりますが、可能な限り使っていくというのが今回の施設の方針でありますので、そのあたりを念頭に調整をさせてもらいたいと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 基本が、最初にこれは平成26年に出されたときに、ペレットボイラーの導入はあくまで検討やったと思うんです。最初からどうしてもペレットボイラー主体でいくと思い込んでしまった部分があって、それでペレットボイラーでできるはずなのに何で重油を入れるんやという話にすりかわってしもうとんやけども、基本は重油やということやけども、できればその重油の部分をペレットボイラーで抑えていくようにするというのが正しい解釈やね。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 ペレットそのものは市内で全部賄える、6割したときに市内で賄える量であるか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、稼働されてるのが1社なんですけども、4月末でもう一社ふえまして、2社供給体制が整うということで聞いております。その1社についても、製造能力については年間500トンとか600トンという製造能力はあるということ聞いておりますが、その供給体制につきまして、今、その2社ないしその組合を設立していただいた中で、供給体制のほうを調整させていただいたらと思っております。

高山委員長 よろしいか。

西本委員。

西本副委員長 ついで、その単価もやっぱり変動すると思うんです。だから、そういう意味で岡山県とかいっぱいありましたよね。そういうところからまた入れるという計画はないんですね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的には宍粟市の部分で入れていただくということで調整はさせていただいておりますが、やはり供給体制の中で、今おっしゃったように隣

の県のほうが安いというところもございますので、やはりその辺についてはペレットの事業者さんにも協力というか、企業努力をしていただく部分が今後も出てくるかと思えます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 今回の収支計画書の積算根拠の中で、指定管理料が2,984万1,400円となっておりますが、これは状況によって変わってくると思うんですけれども、上限は幾らまでとかいったようなことは決まってないのでしょうか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回、スポーツプラザ報徳さんのほうから御提示であったり、事業計画書をいただいております。その分の中で、先ほど質問にも答えましたように、修繕であったり備品等の部分というところで、やはりできたばかりの施設で、これだけ要らないんじゃないかなという形で、今現在、スポーツプラザ報徳さんとお金の部分についてはもう少し下げさせていただくことでお話はさせていただいております。

高山委員長 続けて、山下委員。

山下委員 同じくこの積算根拠という、様式第4号を別紙でつけてくださって、収支計画書積算根拠平成28年度、裏のほうの社宅賃借料90万円、月5万円の2名分というのがあるんですけど、こういった分はちょっと本社のほうが職員をこちらのほうに出向いうんか派遣いうんかされるわけで、本社のほうの費用というふうにはならないのでしょうか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今回、スポーツプラザ報徳さんにつきましては、支店を宍粟市のほうに設けて、そこで経理の部分もきちっとしていただくという形で、資料にもあります本社管理費というのを押さえていただいております。その中での費用なので、今回、この社宅賃料についても、私どもが見る限りは適正な部分かなと思っております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 今の収支計画書と、今さっきいただいたのは何かの比較。どういう意味で、全然数字がずっと違うんやけど、いただいているのと。今出た資料。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 本日お示しさせていただいたのは、今回、指定管理者を募集するに当たって、市の試算、市が指定管理者を募集するに当たって、これだけの経費

を市としては見込んでますというのを、あくまでも試算として御提示させていただいてる資料が、この本日お配りさせていただいた資料です。

岸本委員 ということは、総費用は試算のほうが低いわけ。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その部分が、やはり比較すると私どもが見させていただく中では、その施設の修繕というのが基本的に初年度の新規にできた部分でメーカー保証の部分がございまして、費用計上の部分が若干高いんじゃないかなというお話をさせていただいたり、初期投資として備品の部分をやはり報徳さんのほうもいろいろと見られておる中で、今回、うちが施設整備をする中で、備品として整備するものについては、整備する中で抑えていただくという形でお話をさせていただいてる部分と、若干大きく違うものにつきましては、初年度の広告費としまして、今回、やはり今までの実績も踏まえられまして、初年度で広告・宣伝費を投資して、会員をふやしていこうという事業者さんの思いというものを、今回、提案の中には出ております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 ということは、総額で費用は、試算というか、提示したほうが安いけども、収入は逆に提示されたほうが高く大きくなってます。そやけど差し引きすると、300万円かほどは指定管理費が高つくたというふうなことになっとんかね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 やはりその中で精査すると、先ほど言われた金額、ないしそれ以下分が若干指定管理料のほうにはね返ってきてるのかなと思っております。

岸本委員 それは一応許容範囲内ということやね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 その部分につきましては、先ほどもお示しさせていただきました年間の部分の想定金額も含めまして、想定範囲内かなというふうに担当課のほうでは思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 ちょっと基本的なことなんで教えてもらいたいんですけども、僕は指定管理に関してはずっと、今まで市にいろんな施設をつくってきて、それをなかなか直営していくのは経費的に難しいな、だからそのときに指定管理制度、指定管理者を設けてしようというのが流れやったと思うんです、今まで。今回の場合もそうなんですけど、あくまで最初からするときに指定管理していただくと状態をつく

るといのは、やり方としてどうなのかなと。市が直接するのがいいとか悪いとかじゃなくて、この試算についても一番違うのが人件費と委託料なんですね、この差しか出てないんです。先ほど質疑に対する答弁であったんだけども、やはりその指定管理をされてるところが行うことによって、その会員の集客ができるのかというのは、これは市がした試算やから同じなんですか。僕はこの市が直営であるのと、指定管理されたところの積算の歳入が同じやというのがちょっと納得がいかないんですけども。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 本日お配りさせていただいた収入の部分については、あくまでも想定を同等の条件として試算をしております。今回、報徳さんが提案していただいている分につきましても、やはり利用人数につきましてももう少し収入が上がるということで御提示をいただいております。その部分については、やはり指定管理事業者さんの努力の部分かなと思っております。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 プレゼンテーションをしたということは、自分の会社だけでなく、こういうふうにして会員をふやしていくというのも、もちろんプレゼンテーションの中に含まれてると思うんです。私のところがやるからには、これだけのことができるという、それが積算根拠のこの収入のここにも出てこなあかんのやと思うんですね。そうじゃないん。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 まず仮定、前提条件という形で、今、稲田委員さんにお示しいただいた資料については、プレゼンテーションする場合に市としてはどうなのかという比較検討をした中でしております。ですから収入のところは、今、変わらなければこういう差が出ますよと。当然、おっしゃるように指定管理者の努力によって収入が上がれば、さらにこの合計の欄の経費の差は広がってきますというようなふうに見ていただいたらと思うんです。これはあくまで公募する段階で、我々が、どちらが一番有利なのかという検討段階での資料ということでごらんいただいたらと思うんです。ですから、事業者さんについては、私のところがこういうことで、ここに力を入れて、これだけの利用者数をふやして利用料金を上げていきます。だから、こういうことになりますよという提案がなされているというところですので、これはあくまで私どもが事前に指定管理するのか、あるいは直営にするのか、どちらが優位性があるのかというところで整理をしたときの資料でありまして、あ

くまで前提条件は同じところで、経費のところはどうなのかという比較をするためにこういう資料にさせていただいてますので、おっしゃることはそのとおりだと思います。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 そしたら、この人件費というのはわかるんです。臨時職員であったり、正職員を含んでますし、指定管理される場合は向こうの社内規定の金額はこうなんかと思ったときに、このスイミングスクール委託料に物すごく差ができて、これはどこへ預けるかの違いやと思うんですけども、市がもしスイミングスクールを直接委託した場合にはこの362万円で済むけども、この指定管理されたところは1,296万円かかったわけなんですね。この辺がどういうことで、市民に納得してもらうのに何でここ、これを見ることはないかもわかりんですけども、最初に出された算定と今がかなりお金が変わってしまったんで、その経費もろもろの算定。だから、その当時に幾ら幾らの大体市の持ち出しやというのが変わってくると思うんです、今後。恐らく今の基準では、あくまで仮の金額しか出ないという説明になると思うんですけども、やっていっても、それに遠からず近いような数字になると、やはりその理解を得るためにどうなんかなというのがあるんで、この最初にされた算定というのが、そのときに同意を得るための算定に見えてしまったんで、この金額というのが。これぐらいの金額なんかというのが、今、物すごく広がってる。さっきの説明でいっても、2,280万円の経費が3,679万円に上がってると。この差は何の差で上がったんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 我々もちょっとその資料を聞いております。具体的には正規職員の人件費を見てるかどうかというところの差です、大きくは。さらに、それからペレットを使うというところでの温水光熱費、その辺を若干精査するともう少し要るんじゃないかなと。大きくはそういうところが若干違うと。ですから、正規職員の人件費を今回、三千何百万という分については乗せてるというところで違いが出てる。ですから、それを除けば四、五百万円というところの差になってくるのかなというふうに思います。

それとスイミングスクールのこの資料については、実はスポニックパークについてはホープさんが受けられてますよね。ホープさんが独自でスクールを運営されておるんじゃないしに、委託をされてます。その経費を試算で上げてます。ただ、今回は報徳さんについては自社でスイミングスクールも実施をしていただきますので、

多分こんなにかからないというふうに思ってます。

(「かからないと」の声あり)

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 スイミングスクールのこの部分、若干補足をさせていただきたいと思うんですけども、直営と指定管理の導入の部分ですけども、先ほど部長が申しましたように指定管理の部分についてはスポニックを基本にちょっと試算をさせていただいてるんで、これについては運営自体、全てスイミングスクールを委託しております。市の直営の場合につきましては、今回、360万円ほど上げさせていただいてるのは、スクールの教室だけを委託した場合はこの部分、その分に人件費が入っておりますので、人件費の部分も、プールの監視員であったり云々というところが人件費のところにも上がっておりますので、その部分とあわせて見ていただいたら、その差というのが大きく出てきている部分です。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 恐らく人口も見て検討されて来ていただけるんやと思うんですけども、独自でそこに一からせえというたら、なかなか挙げる事業者がないので、こういう形でしか仕方がないと思うんやけど、やはりここは建てるにも結構な金額がかかっているんで、千種の人も含めて全体になかなか説明が行き届かなくて、何でそんなものやということがあった中で、またこれ、ずっとこれはもう決まってしまったことやからやっていかなあかんことやと思うけど、その辺が僕はもうこの時点で指定管理か直営かという話を盛り返しても仕方がないんかわからんですけども、業者さんがどうこうと言うつもりもないですし、これはもうそちらで選定委員会がちゃんとされてるんで、やはり本当を言うと自分のとこがして、その建物に対して補助金を出していくというやり方もあったんかなと思うんやけど、やはり公設民営みたいな形にならざるを得なかったんですか、この今の。今後も含めてそうなんですけど、最近できた大きな事業にしても、やっぱりどっちかというところこちで整備をして民間にしてもらおうという流れなんで、民でできることは民でというのはよくわかるんですよ。ただ、直営が今も人件費を見て、僕はスイミングの資格を持った人が例えば職員に来たらどうなんかなと考えてしまったりするんですけども、そんなことも話にはなかったですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 おっしゃっていただいたように、大原則の民でできることは民でというのは、これはもう日本全国そういう状況にいてますし、宍粟市もこ

れまでのいろんなことも今までもそうですけども、そういう形で御説明をさせていただいてるところであります。それは、バブルの時代のお話と、それからの情勢の変化という部分については仕方ないところであろうというふうに思ってますし、そういうところをめざすべきだというふうに思っています。

しかしながら、今回、千種地域でB & Gの温水プールを設置するというのはいろい議論があったところなんですけど、あそこの地域は今後どうしていくかというところで、元気で暮らしていただける皆さんを支援をする施設としてあれば必要だというところで御提案をさせていただいたというところがございます。ここの部分については、いろいろ議論がなされたところでもあります。そういう部分、採算がとれる部分、とれない部分というのがあると思います。それは、市がそこに投資をしていっても、その地域に活力を生み出したいという方針の中で提案をさせていただいた部分でございますので、おっしゃるように民でできることは民でというところの基本的な考え方を持ちつつも、市が投資をしなければいけない部分はどこなのかという判断の中で、今回はプールを建設をして、その地域の活性化につなげたい、あるいは元気で暮らしていける高齢者の皆さんを一人でも多くつくっていききたい、そういった思いの中でつくっておりますので、そのあたりの御理解をいただけたらなと思います。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 この施設の利用者数ですけども、この一つのケースとして出されたよりも相当提案のほうが多いし、直営の場合の数字に比べても相当いい数字を出していただいているんで、これは結構なことだと、そこまで頑張っていこうという数字だろうと思うんですが、ちなみに今のスポニックパーク一宮のほうが地理的には非常にいいところなんですよ。一番北の端の千種よりももっと真ん中で、言うたら国道に沿うたところで、人口もまた多いところ。そこで千種にあってこの数字を上げていくというのに、ちょっと私は非常に無理と考えとんやけど、やっていただけのらんだらこれで結構やと思うんですけども、ちなみに今のスポニックパークの数字、人数は出ますか。参考までに。一般とか、月の数。

高山委員長 前田指導員。

前田指導員 平成27年度の実績ですが、スイミングスクールが1万6,491人、温水プール、一般利用の分が1万7,477名です。合計で3万3,000名ぐらいの方が年間御利用されております。

岸本委員 3万3,000人、年間ね。これは年会費とかじゃなしに、もうそのとき、

そのとき。

前田指導員 一般利用も年会費も。

岸本委員 含めてね。何があったんやね、65歳以上はどうやとか、今、安いとか、ただとかなんとか、そういうのも入ってるんかね。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 施設の要綱で定めております15歳以下の無料の部分と、65歳以上の無料の部分も、今回の数字には入ってます。

岸本委員 今回のものも、そういう勘定して入ってるわけやね。

高山委員長 山下委員。

山下委員 その15歳以下と65歳以上の無料の分は、この指定管理料の中に入るんですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 正確に言いますと、無料なので指定管理料に入るかどうかというに入らないとは思いますが、何人来られたからお支払いしますということではないので、その部分は市として無料にしていますということはお伝えしております。

伊藤委員 わしは払うつもりでおったのに。

稲田委員 払うたってもいい。

高山委員長 山下委員、よろしいですか。首をかしげておられますが。

稲田委員 お金が発生せんということは、ここに含まれるということやね。それを市が補助するんやろうと。

伊藤委員 そういうことを聞いている。

西本委員 そういうことやろ、それはしないんやろ。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 何人が入られたから最後に精算するとか、何人を想定しとってそれ以上に来られたから精算してお金を返してもらったり、お金を払ったりするという御質問かなと思ったんですけども、基本的にはそれを見込んで今回の運営の提案をしてくださいという形にしておりますので、それをもって精算するという事はございません。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 千種そのものが寒冷地ということで、温水プールというのはすごいリスクというか、負荷がかかると思うんですけど、それをやっていただけるという

ことなんですけども、やっぱりさっき出たんですけど、千種もやっぱり人口減少の中で、いろんなところからもう会員なり、スイミングスクールの人を集めんとあかんとは思ってます。そういう意味で、まず市とのそういう、公共交通もそうですけど、いろんな形での協力体制と、それから報徳さんのほうの考え方は、ある程度市の活性化なり、そういうのを含めた提案だと思ってるんですけども、プロポーサルでそういう話はあったと思ってるんですけど、そういう考え方と、市と報徳さんとのずれはなかったんですか、大丈夫ですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 施設の利用促進であったり、今の人口減少対策につきましても、今回、スポーツプラザ報徳さんのほうについても、やはり現状も踏まえた中で利用促進で合ったり、お互い協力していこうというところにつきましても、何ら違ったところはございません。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 先ほど部長に説明いただいて、行政が最終的には絶対せなあかん部分という話は。僕は全町に1個ずつプールをつくる必要があるかどうか、千種は千種のまた魅力があるんやと。ただ、子どものプールがなくなったから、それが温水になっただけの話なんですけども、どうこう言うつもりはないんやけど、やっぱりずっと市長もスポーツ立市を掲げられて、あそこは特に文教ゾーンということで、子どもの教育から高齢者という部分で幅広くされようとしてるのはわかるんで、この指定管理者のぜひお願いしていただきたいのは、やっぱり数値であられることというのは、例えば介護予防であったり、そういう健康チェックしかないんで、その辺をさせていただいて、実はプールの効果はこうあったんやということしか説明のしようがないと思ってるんです。金額的にこれだけ利益が出るということはないですし、赤字を抑えたとそういう問題も出てくるかもわかりませんが、やはりそれはもう今、こういう介護社会になってきて、もうそこしか答えがないと思ってるんで、その形はどうであれ、やはり健康なお年寄りがふえた、子どもが元気になった、プールで頑張ってるインターハイに出たとか、そんなことが地域の励みになってくるんで、つくれることとつくれんことはあると思ってるんですけど、それをぜひお願いしたいなと思います。変なまとめになってもうた。

伊藤委員 そのとおり。

稲田委員 お願いやで。

高山委員長 大事な話なんで。

坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今、おっしゃっていただいたとおりだと思っております。我々の処分としてはどういう使い方ができるのかということで、介護予防、担当部局とも調整をしておりますし、今回の提案の中にも、そういうことに特化した提案もございます。そのあたりでは、今、指定管理者となつていただく報徳さんと私どもの思いというのは非常に近いところもあると思ひますし、おっしゃっていただいたように、そこが今回やろうとしたところの一番のもとになるところと思ひますので、どういふお仕事に關してお示しできるかわかりませんが、そこあたりも十分意識をしながら進めていきたいと思ひます。

高山委員長 よろしいですね。

山下委員。

山下委員 また収支計画書積算根拠平成28年度の中で、この人件費、社員給料、賞与、その下の管理費の中の賃金、アルバイト給料、このところをもう少し詳しく説明していただきたいんですけど、例えば社員としては2名の方が来てくださって、その方たちが専門のインストラクターなんですか。また、あるいは賞与30万円とすごく低いんですけど、これはこういった形なんですか。それと、あとアルバイト給料ということで585万円ということで、これは単価が幾らで何名分という計算になっているのですか。それだけお願いします。

高山委員長 順番で、樽本課長。

樽本市民協働課長 スポーツプラザ報徳さんのところなので、細かく企業のところをお答えできない部分はあろうかと思ひますけども、社員につきましては2名を正規職員として配置するというを聞いております。その他の部分につきましては、できるだけ地元雇用という形で雇用していきたいということ聞いておりますので、少なくとも施設管理云々をあわせて3名以上の部分について、また時期的な部分でいいますとアルバイトさん等の給料という形で採用があるのかなと思ひております。賞与の部分については、ちょっと安いのか高いのかが、これについては企業さんの判断で計上されておる部分かなと思ひます。

高山委員長 山下委員。

山下委員 専門のインストラクターの配備ということで、特に千種というか、宍粟市に住む人に健康で長生きしてもらいたいということで、介護予防等の取り組みもしていただけるといふうに聞いてたんですけども、それがどんな形で行われるのか。この専門のインストラクターさんがしてくださるのかお尋ねいたします。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 基本的に、この社員の部分の2名の方につきましては、プールを運営する上での資格等は全てお持ちなので、先ほど水泳でのインストラクターであったり、B & Gの資格であったりというのはお持ちなのかなと思います。その中で、その介護の部分については、やはりなかなか資格の部分があるかと思いますが、その辺についてはちょっと確認しておりませんので、また確認させていただいたらと思います。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 この団体概要書の中で、報徳さんの計上、出てますよね。平成24年、平成25年、平成26年と出てますけど、平成24年度に比べたら平成26年度はちょっと利益が落ちてるんですけど、何かそういう情報、どんな状況であったかとかいうことは何か把握されてますか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 これにつきましては、選定審議会のほうでも御質問していただきました。やはり昨今のこの指定管理者制度による競争の中で、何ぼか手を離された部分が、この年度の部分が重なった部分があるということで確認はしていただいております。

樽本市民協働課長 それで、平成27年度については、また指定管理者制度によって受けられた施設がふえておりますので、若干ふえてるということ聞いております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 この指定管理業務仕様書というのは、あと契約書とか交わされると思うんですけど、その契約書とか見せていただけないんですか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、仮協定を結んでおりますが、本日御承認いただきますと基本協定を締結させていただきますので、その部分についてはかえすことは可能かと思います。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 今お示しました仕様書に基づいて、そういう基本的な部分だけ基本協定をしておりますので、中身を見ていただくんであれば仕様書が一番だというふうに思います。後日、また出させていただきますでしょうか。

高山委員長 そうしてください。

稲田委員 これは、職員の方は通われるんですか、どちらからか。

高山委員長 樽本課長。

樽本市民協働課長 今現在、この職員2名についても、御相談を受けております。できるだけ千種に住まわれるのがいいのかなというふうに私どものほうも思っておりますし、その辺についてもまた住んでいただいて、家庭を持たれてる方もおられると思いますので、その方についてはまたお子さんもついてくるのかなと思いますので、何とか千種で生活していただけたらなと思っております。

高山委員長 委員長のほうから一言だけ質問させていただきたいんですけども、先ほど稲田委員からのほうからもいい質問もございましたし、しますんですけども、その中でやっぱり高齢者対策であったり、子どもさんのいろいろないわゆる教育の部分もあろうかと思うんですけども、そういった中で福祉の部分をやっぱりしっかり考えていただいとるだろうと思うんですけども、同じ福祉部とそれから教育部、委託される報徳さんのほうでそのあたりも管理していただくだろうと思うんですけども、福祉部との関係、健康増進の関係だったり、長寿の関係だったりするんですけども、そのあたりをやはりうまいこと関連させていただいてやっていければなと私も思うんです。そのあたり、千種の中にもやはりできることによって楽しみが1つふえたなど、また我々もそういうことを利用させていただいて、健康のほうにも気をつけていきたいなというお話も聞いておりますし、そういった部分、何かインストラクターの方も当然そういう資格はお持ちかどうかわからないんですけども、そういった部分でやっぱり福祉関連のこともしっかりとそこらを見据えてやっていただきたいなと思うんですけども、そのあたり福祉部のお考えは、当然まちづくりの関係ですから、そういったあたり、関係を密にさせていただいたほうがいいのかなと思うんですけども。

樽本市民協働課長 先ほどいただいた意見につきまして、やはりその部分というのは最も重要な部分かなと私どもも思っております。利用促進に向けても、やはり高齢者の健康増進というところにも視点を置きまして、連携を図りながらプログラムを入れていくように今も検討しておりますし、今後もやはりその部分については連携を図っていきたいと思っております。

(「よろしいです」の声あり)

高山委員長 よろしいですか。ほかに御意見、質疑ございませんか。

それでは、第58号議案の関係につきましては、これで審査を終わらせていただきたいと思います。大変長時間、御苦労さまでございました。

午後 0時03分休憩

午後 0時04分再開

高山委員長 第58号議案、宍粟市千種B & G海洋センターに係る指定管理者の指定について、賛否を問いたいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

高山委員長 挙手全員であります。

大変ありがとうございました。特に何かございましたら。

岸本委員 直接の関係はないけども、とにかく稲田委員が言ったあれを十分、最後委員長も言うてはったけども、ぜひその辺を。

高山委員長 そうですね。ちょっと書きとめといてな。やっぱり福祉の部分と並行的に。

伊藤委員 私らもそない思っで一考。

岸本委員 設置した効果が上がるようなことを考えてほしい。

高山委員長 そういう運びにしていいただいたら。当然、市のほうもですけども、業者の方もそこらあたりをしっかりやっていただいたらなど、このように思います。

岸本委員 それで結構です。

高山委員長 それなら、自由討議はそういったことをお願いします。

それでは、西本委員。

西本副委員長 長時間ありがとうございました。お疲れさまでした。

(午後0時07分 閉会)

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会総務文教常任委員会 委員長 高山政信

平成28年度第1回総務文教分科会会議録

日 時 平成28年5月16日(月曜日)

場 所 宍粟市役所501会議室

開 会 5月16日 午前10時32分

次 第

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 協議・審査事項

(企画総務部)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認の関係部分

(教育委員会)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認の関係部分

(まちづくり推進部)

第56号議案 平成27年度宍粟市一般会計補正予算(第5号)の専決処分(専決第9号)の承認の関係部分

4. その他

5. 閉会

出席委員

委員長	高山政信	副委員長	西本諭
委員	稲田常実	委員	岸本義明
"	山下由美	"	伊藤一郎
"	秋田裕三(議長)		

出席説明員

(企画総務部)

企画総務部長 中村 司

企画総務部次長 名畑 浩一

企画総務部次長 世良 智

財務課長 砂町 隆之

(教育委員会)

教育部長 藤原 卓郎

教育部次長 前田 正人

教育総務課長 橋本 徹

教育総務課副課長 西林 文隆

(まちづくり推進部)

まちづくり推進部長 坂根 雅彦

まちづくり推進部次長 平瀬 忠信

まちづくり推進部次長兼推進課長 富田 健次

市民協働課長 樽本 勝弘

消防防災課長 田路 仁

市民協働課副課長 菅野 達哉

市民協働課管理指導員 前田 裕作

事務局

次 長 上 長 正 典

(午前10時32分 開会)

高山委員長 それでは、予定をしておりました時刻になりましたので、ただいまより総務文教委員会を開催させていただきたいと思います。

流れといたしましては、まず分科会ということでございます。また、その後、第58号議案に入らせていただきたいと思います。

まず、企画総務部の関係なんですけれども、第56号議案の関係部分について説明をしていただきたいと思います。よろしいですか。

中村部長。

中村企画総務部長 本日はどうもお疲れさまでございます。

それでは、平成27年度穴粟市一般会計補正予算(第5号)の専決部分につきまして、総務部の関係について御説明させていただきます。

繰越明許の補正ということでございます。総務部の関係につきましては、3月に繰越明許費を上げさせていただいた部分のものがございます。それから追加としまして総務費の総務管理費、一番上の部分なんですけど、ふるさと納税のパンフレット作成事業につきまして、新たに繰り越しの追加をさせていただいております。これにつきましては、若干発注のほうもおくれたことも要因はするんですけども、内容的にいろいろと、写真とかの部分でできるだけ美しく撮りたいとかいう部分、製作者の部分も意見ございまして、でき上がりがかなりいい写真になってきていると思われまして、こだわりがちょっと入りまして、若干31日までにでき上がりができなかったということで、追加をさせていただいております。

それと、その下の再生可能エネルギーの利用促進事業につきましては、これは太陽光の発電の補助金につきまして、関電等に申請のかげんで31日までに支払いができなかった部分について追加をさせていただいております。

総務の関係につきましては、以上でございます。

高山委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。どなたからでも挙手にてお願いしたいと思います。

稲田委員。

稲田委員 ふるさと納税パンフレット、この部数と配布先、寄附者に対するものなのか、それとも一般的にどういったところに置かれてるのかというのは。

高山委員長 次長。

名畑企画総務次長 部数については、はっきりした詳しい確定の数字はちょっと覚えておりませんので、また報告させていただきますけれども、基本的には市内の方で

ありますとか、そういう各施設とか集客施設に配置する予定、それともう一つは、昨年度までに寄附をいただいた方に対しまして、新しいパンフレットを送りまして啓発したいと考えております。

稲田委員 この間の広報を見せてもうたときも、その用途とか、寄附の集まった金額とかいろいろあったんですけども、その金額を書けないにしても、その用途先というのは、これはやっぱり関係してくるんだと思うんですけど。これはあくまでカタログなんやけども、もしかしたらこれだけ見て寄附をしようと思うときに、やっぱり返礼品に向けた寄附になってきて、本当の趣旨という部分であわせて並行してやっていかなあかんのじゃないかなと。企業からのふるさと納税というのも、取り入れるかどうかは別として変わってきそうなんです、今後。その辺は、これに本当にこのガイドブック、カタログだけにしか見えないんで、その辺、もうできてしまったものは仕方がないですけど、検討がなかったのかなという。

高山委員長 次長。

名畑企画総務部次長 寄附の金額であるとか、それぞれの各寄附の用途、目的とかいったところにつきましては、数字的のところはかなり時系列で変動していきますので、なかなかその整理ができなかったということと、それとパンフレットを送る際には、やはりそういった稲田委員から御指摘いただいたようなことなんかも、別の冊子にまとめまして周知したいと考えております。

高山委員長 ほかに。

西本委員。

西本副委員長 今言われたのはあれですか、これとは別にまだ寄附の案内というか、そういうものをつけるということですか、今言われたのは。

名畑企画総務部次長 そのパンフレットだけ送っても、やはり送ってこられた方は何もわからないんで、やはり御依頼文であるとか、丁寧な対応をしたいと考えております。

高山委員長 岸本委員。

岸本委員 今、趣旨についてというか、品物について総務省から何かいろんな指導がありますわね。余りにも変な、変なといったらおかしいけども、そういう趣旨に沿わんような返礼品もある。その点、この辺は別に問題点になるようなところはありますか。全部見てないけども。

名畑企画総務部次長 その製品の選考に当たりましては、委員会のほうを設けまして、中で十分議論をしております。特に、やはりふるさと実業に関係ある製品とい

ったものを中心に企画しておりますので、そういった華美であったりとか、全然関係ないといえますか、宍粟市を連想できないもの、そういったものはないと考えております。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 この制度が変わるといようなことは、今のところはないんですか。

名畑企画総務部次長 ここ昨年から比べますと、非常に寄附額も全国的なところでいいますと何十倍というように伸びてきております。やはり充実し出したのは、ここ3年ほどだと考えておりますので、数年はやっぱりこのスタイルでいくんじゃないかなと考えております。企業の寄附制度なんかも創設されておりますので、まだそういった制度は継続されると考えております。

高山委員長 ほかに。

ほかにないようでございますので、それでは総務文教委員会の関係、企画総務の関係はこれにて終わらせていただきます。大変御苦労さまでございました。

午前10時38分休憩

午前10時42分再開

高山委員長 それではおそろいですので、教育部の審査を始めさせていただきます。第56号議案平成27年度宍粟市一般会計補正予算（第5号）の専決処分（専決第9号）の承認についての関係部分について説明をお願いします。

藤原教育部長 御苦労さまです。それでは、第56号議案平成27年度宍粟市一般会計補正予算の専決処分のうち伊水小学校の屋内運動場改築事業を進めるに当たって、一部の用地について用地交渉や分筆作業に不測の日数を要したため、今回、繰越明許の手續をさせていただきました。審議のほどよろしく申し上げます。詳しくは前田次長の方から説明をさせていただきます。

前田教育部次長 それでは、説明させていただきます。分科会資料の3ページをごらんください。伊水小学校屋内運動場改築事業につきましては、2,203万2,000円を3月31日に繰越明許とするものです。繰越明許費の追加補正の理由としまして、用地購入につきましては、分筆後面積を確定させた後に契約、登記、用地費の支払いとなりますが、4ページの黄色の部分の用地交渉や分筆作業に予想以上の時間がかかったために繰り越しとなりました。参考までに用地の利用方法については、5ページのとおりとなっております。用地購入する筆数は9筆、1,930平米となります。

以上で説明を終わります。審議のほどよろしく申し上げます。

伊藤委員 都多小学校の人数はどんどん減ってきている。今回の工事で必然的に統合せざるを得ないようになってしまわないか。協議会の意思は反映されるのか。

橋本教育総務課長 協議会につきましては、随時進めていただいておりますが、今回の工事につきましては、あくまで老朽化によるもので、耐震化もされていないため建てかえさせていただくものです。

西本副委員長 老朽化による建てかえということだが、建設予定地は今の校舎より低いと思うが段差がつくのか。

西林教育総務課副課長 屋内運動場については、今の駐車場の高さに合わせます。駐車場については2メートル程度低くなる予定です。

西本副委員長 学校の奥に民家がありますが、今ある進入路の上に屋内運動場が建つようになっているが、家に行くための進入路がなくなってしまうのか。

西林教育総務課副課長 今回、屋内運動場の横に附帯道路を新たにつくりますので、その附帯道路を利用していただくこととなります。

稲田委員 屋内運動場の面積は前と同じですか。

前田教育部次長 今の屋内運動場の面積は375平米ありますが、今度新たに建てる屋内運動場につきましては900平米となります。

稲田委員 子どもが減っている状況の中で、375平米が900平米になることに納得できない。なぜ子どもが減ってきている状況で2.5倍にも広げる必要があるんですか。

西林教育総務課副課長 これは、文科省の基準で決まっています。基準では学級数によって面積計算をするようになっています。

稲田委員 それじゃ、今までが違法な状態で放置していたことになるのか。今の屋内運動場を建てたときからずっと違法な状態で文部科学省から指導はなかったのか。それともずっと無視していたのか。

西林教育総務課副課長 今の屋内運動場を建てた当時の基準が、375平米となっていましたので違法ではありません。それが、徐々に基準が変わって900平米となっています。

岸本委員 今の屋内運動場を取り壊した後はどうするんですか。運動場もかなり狭いので、運動場として使うのか。

西林教育総務課副課長 岸本委員がおっしゃるとおり、解体後は運動場として活用します。もともと今の運動場が狭いということで運動場を広げてほしいという要望がありましたので、今回、運動場にします。

西本副委員長 仮に都多小学校と統合した場合でも教室が足りないことはないのか。

西林教育総務課副課長 統合されても6教室は変わりませんので問題はないです。

山下委員 障がい者用のトイレとかスロープは整備されるのか。

西林教育総務課副課長 今回、改築する伊水小学校の屋内運動場は1階平屋建てなので、エレベーターは必要ありませんが、車椅子で利用できる障がい者用トイレと出入り口はスロープを設けます。

高山委員長 他に質疑はありませんか。

質疑がないようですので、これで教育部の審査を終わります。教育部の皆さん御苦労さまです。

午前10時52分休憩

午前10時54分再開

高山委員長 それでは、おそろいでございますのでまちづくり推進部の審査に入らせていただきたいと思います。第56号議案の関係部分について説明を受けます。

まず、委員の方々、分科会という形でいかせていただいて、その後、第58号議案という形で審査に入らせていただきます。一旦休憩を挟んで、またすぐ再開しますので、そのつもりでお願いさせていただきたいと思います。

それでは、第56号議案の関係を説明させていただきたいと思います。

田路課長。

田路消防防災課長 それでは、予算決算常任委員会資料総務文教分科会の1ページ目に資料をつけております。平成27年度宍粟市一般会計補正予算繰越明許費補正資料といたしまして、消防費の防災センター管理費のうちの工事請負ということで、760万円を上げさせていただいております。理由としましては、平成28年1月に防災センター南面外壁の雨漏り修繕工事にあわせて、屋上防水層FRPを調査したところ、劣化が激しいことが判明し、至急雨漏り対応の防水工事が必要と判断し、梅雨の時期までに完了させたいため、平成28年度に繰り越して早急に施工するという事で、修繕箇所は防災センター屋上、施工方法としまして防水シートの張りかえとウレタン塗膜防水ということで上げさせていただいております。

以上です。

高山委員長 説明は終わりました。

質疑に入ります。どなたからでも。

伊藤委員。

伊藤委員 タイルというのはどないなるの。地震がばあっときたときに、ごそっと落ちる感じなの。戸棚のところにはばらばらと落ちる感じなの、どういう感じで落ちてくるのかちょっと想像がつかんねんけど。

田路消防防災課長 タイルの落下につきましては、今から調査をしてみなわからんのですけども、剝離してる面が大きければごそっと落ちる可能性もありますし、少なければ部分的に落ちる可能性がありますので、タイルにつきましては今度の6月議会で、6月補正で上げさせていただいておるんですが、昨年2月に南面のみタイルの工事をしまして、残りの3面につきましては6月補正で予算を上げさせていただきまして、早急に対応したいと考えております。

伊藤委員 それをすることによって少々の、何度ぐらいまでやったら大丈夫なの。それはわからん。

田路消防防災課長 それは調査をしてみて、どの程度剝離しているかどうかを調査によって見ないとわからないです。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 南面の施工については、樹脂を目地のところから注入して、剝離しかけてる部分について再度固定をするという方法をとらせていただいております。それが一番ポピュラーなやり方だというふうに施工業者のほうからは聞いておりますので、今回、6月補正で計上させていただこうとしてる部分についても、基本的にはその方法を採用していきたいなというふうに思ってます。

高山委員長 稲田委員。

稲田委員 屋上の構造がどうなってるんかわからないんですけども、南の壁面は説明を受けて、その樹脂、コーキングしてるか何かわからん。それで、屋上の防火槽、このERPというのはどういう状態。

(「FRP」の声あり)

稲田委員 FRPね。屋上が普通に上れるようになっているような状態なんですか。屋上へ上がったことがないんやけど。

田路消防防災課長 屋上につきましては、階段から上に上られるようになっておまして、屋上全面、そのFRPの層を張っておまして、そのFRPの層が経年劣化によって剥がれているところであるとか、裂けているようなところがありまして、そこを全面剥がしまして張りかえるという工事を予定しております。

稲田委員 専門じゃないのでわからないですけど、鉄筋の場合、屋上から漏る部分とサイドからしみ込んで、今おっしゃったように南側から、その辺からずっとしみ

渡って、雨漏りが天井から漏ってくる部分と壁から漏ってくる部分があると思うんやけど、その辺は多分調査をされて屋上に原因があるということで、今回修繕されることになるんですかね。

田路消防防災課長 屋上につきましては、ことしの1月、2月の南面のときに業者に見てもらって、そのときにこれもちょっと劣化が激しいということが判明しましたので、早急にしたいということで、今回繰り越すということで上げさせていただきます。

稲田委員 また、出てくるかわからんね。

高山委員長 何平米あるんですか、その面積。ちょっと参考のために。

田路消防防災課長 400平米です。

高山委員長 西本委員。

西本副委員長 確認なんですけど、南面の部分はタイルの補強というか、そういう部分ですか。

(「はい」の声あり)

西本副委員長 それでもう1つ、屋上もだめだったということは、屋上もまたFRPでやり直すということなんですか。これで合うとん。

田路消防防災課長 そうです。

西本副委員長 そういうことやね。

高山委員長 山下委員。

山下委員 南面が、樹脂で固定が終わったということで、あと3面、西、東、北が6月の補正でということですけど、状況としては南のと同じだと思うんですけど、危険はないんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 南面の施工の際に、防水の専門業者と直接話をさせていただいたんですが、すぐどうのこうのという状態ではないけれども、剥離が見られると。打音検査というんですか、していただいたときに浮いてるところで、当初、出窓の目地のところから中が雨漏りがしてるように我々も思いましたので、その施工という形で補正をさせていただいて発注したんですが、足場を組んで打音検査をすると、やっぱり若干浮きが見られると。これは早い段階で手だてをしておくほうがいいというようなお話をいただいた。今すぐどうのこうのという話は、そのときには伺っておりません。ただ、何年も置いておくという状態ではないだろうという判断は今しております。

高山委員長 山下委員。

山下委員 防災センターは恐らく建設されてから15年ぐらいたつんじゃないかなと思うんですけど、こういったタイルが剥がれたりするようなことは、防災センターは利用者が多いですし非常に危険な状態やなというふうにも感じたんですけど、あと雨漏りのことも含めて、15年ぐらいたったら大体どんなふうに管理していくかとか、危険がないようにどんなふうに管理していくかとか、そういったことはどういう形になってるものなんですか。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 ちょっと申しわけございません。こちらのほうに、今、現状でお答えできる状態にないんですが、中身の設備とか、そういうものについては法定の点検が義務づけられている部分がございますが、そこにあるのかどうかというちょっと確認をさせていただきます。今まで、そういう状況をやっていないということで、法定であれば予算を計上してずっとやってると思いますが、そういう状況にないというところで、ないんじゃないかなと思いますが、確認をさせていただきます。

高山委員長 伊藤委員。

伊藤委員 確認だけ、ちょっと。これとちょっと関係ないんやけど、防災センターは、この間5町の議長の会合のときに、議長が防災センターに機能が全部ありますよというようなことを言われたんやけど、僕はこの庁舎が出たときに、防災センターの機能は全部こっちに移ると理解しとんやけど、それでええんかいな。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 本庁舎も免震の装置をしてまして、当然、こちらに災害対策本部の機能も3階の庁議室で持つようにしております。ただ、あちらのほうは防災センターという形で、機能としては防災教育とか、そういう部分では機能として残しておく。

伊藤委員 何かあった場合は、もうここで全部やるんやな、こっちで。

坂根まちづくり推進部長 はい。

伊藤委員 わかりました。

高山委員長 ほかに。

稲田委員。

稲田委員 この補正と関係ないんであれやったら、その防災センター、今、社協が入ってて、これからも多分、本当に有事のときはここも市役所もそうですし、防災

センターももちろん避難場所として、実際、でも今回の熊本のを見ても、あそこ自体は頑丈な建物、タイルはこぼれても頑丈な建物やということなんですけども、実際、その機能を今の時点でできるのかというのはちょっと不安であって、この間も言うたんやけど入浴のとも物置になっったり、ちょっとほかの施設、もちろん利用してもらうのはええんやけど、そのほかの利用が便利になると、そっちの本当の防災としての、いざとなったときにすぐ対応できる機能なのかというのが、ちょっと施設としてももう一刻を争うような事態が来ると思うんです。例えば寝るところがなかった、今回も車中泊とかいっばいされとんで、今、そういうことは少ないにしても、今、急に使える状態なんかというたら、そうでないような気がして、僕は社会福祉協議会が入る、入らないをどうとかは言うてないんですけども、今後、その利用方法も防災教育という分ですけど、もうこれはできてほとんど見学者もないと思うんですけども、今後どうされるんかなというのがあったので。

高山委員長 坂根部長。

坂根まちづくり推進部長 過去に御指摘いただいて、私も直接見にいかせていただいて、お風呂の脱衣所の状況も見させていただきました。その部分については、社協の事務所に話をして整理をするようにという指示をさせていただいたところがあります。

見学についてはほとんどないというふうにおっしゃったんですが、そこそこまだある状況にあります。ただ、姫路の自然学校で来た子どもさんたちが一つの見学の施設にしたりと。市内の小学校についても、遠いところについては少し移動の手段が確保できていけませんので来れてない状況なんですけど、近隣の分については防災学習というところで行かせていただいているというところで、免震もとい起震装置がそろそろ耐用年数も切れるんで、そのことのところには一定の判断をしないといけなかなと思いますが、今のところは活用をしてもらってる状況にあります。

(「またあれ、ごっつい金が要るな」の声あり)

高山委員長 ほかに。

それでは、ないようでございますので、分科会56号関連これをもって審査を終わらせていただきたいと思います。

暫時休憩をさせていただいて、この時計で15分、よろしいですか。トイレ休憩でよろしいですか。ないようでしたら引き続きということにさせていただいて。11時15分から会議を再開します。

午前11時07分休憩

午後 0時04分再開

高山委員長 それでは、大変慎重審議をしていただきましてありがとうございます。
我々に付託されました関係部分について賛否を問いたい、このように思います。

まず、議案番号第56号議案、平成27年度宍粟市一般会計補正予算（5号）の専決
処分（専決第9号）の承認の関係部分について、賛否を問いたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

（挙手全員）

高山委員長 挙手全員であります。

特に何かございましたら書き添えますけれども、ないですか。

（午後 0時07分 閉会）

宍粟市議会委員会条例第30条の規定により、確認しました。

宍粟市議会予算決算常任委員会総務文教分科会 委員長 高山政信